

総論

文化庁は、総合的な文化行政を推進するとともに京都への本格的な移転に向けた準備・文化庁の機能強化を進めています。このため、文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実を進めるとともに、文化芸術を通じた共生社会の実現、イノベーションの創造や国家ブランドの構築に向けた施策を展開しています。また、全国各地の文化財の保存・活用、国語・日本語教育に関する施策の推進、著作権施策の展開、宗教法人制度の運用等、様々な取組を行っています。

第1節

文化芸術推進基本計画（第1期）と文化庁予算及び組織について

1 文化芸術推進基本計画（第1期）について

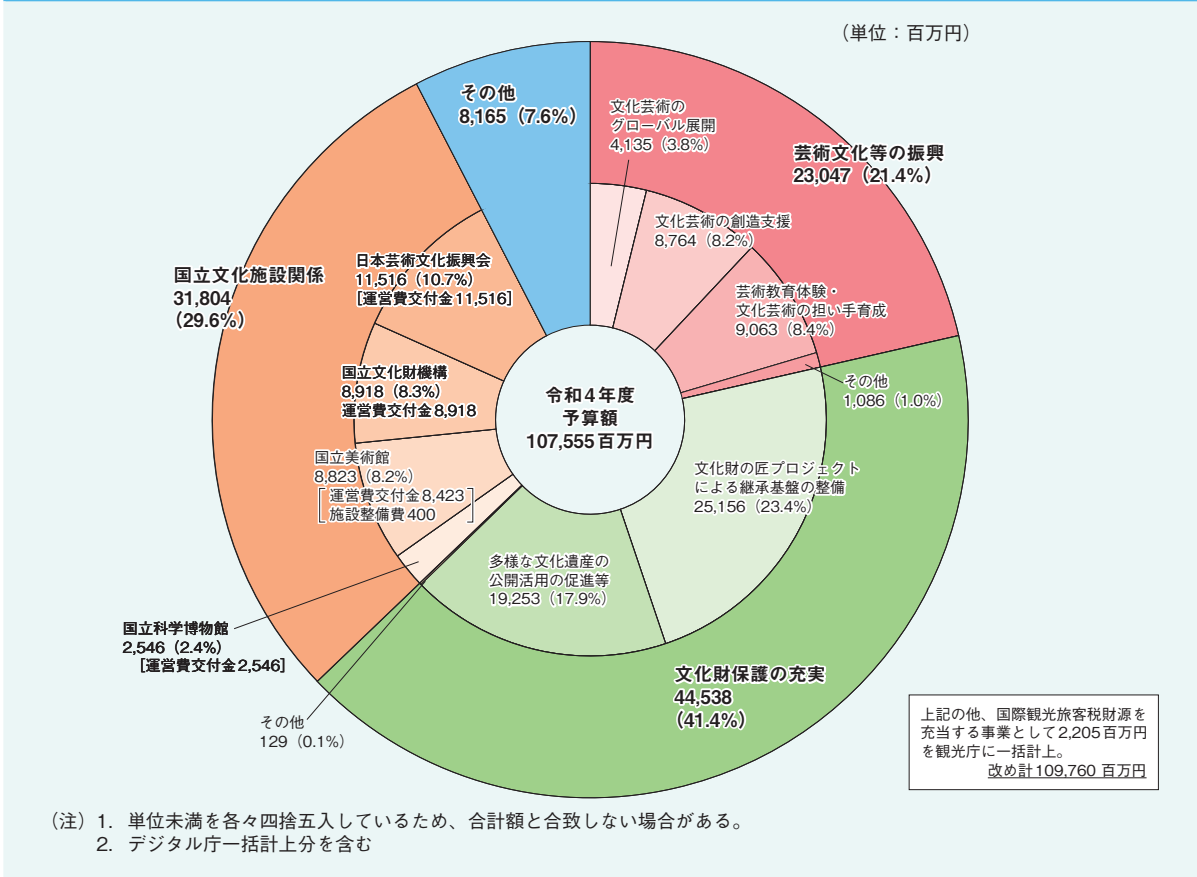
文化芸術推進基本計画（第1期）は、文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年3月に閣議決定されました。基本計画においては、文化芸術基本法を前提としつつ、文化芸術が本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有するものであることを明確化し、今後の文化芸術施策の目指すべき姿として4つの目標と、5年間（平成30年度から令和4年度）の文化芸術政策の基本的な方向性として6つの戦略を定めました。また、それぞれの戦略に対応した基本的な施策として、約170の施策を盛り込みました。引き続き関係府省庁をはじめ各関係機関との連携及び協働を図りながら、基本計画に基づき必要な取組を進めていきます。

2 文化庁予算及び組織について

令和3年度文化庁予算においては、文化芸術のグローバル展開や創造支援、子供たちの文化芸術体験の推進、文化財の確実な継承に向けた保存・活用の促進、そして地域の文化拠点である博物館をはじめとした文化施設の機能強化・整備など、対前年比8億円増の1,075億円を計上しています。このほか国際観光旅客税財源を活用することで、「日本博」を契機とした観光コンテンツの拡充など、文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出を行います。

加えて、新型コロナウイルス感染症の引き続きの流行等を踏まえ、補正予算として計905億円を計上しています。この中では、コロナ禍における文化芸術活動の支援や子供たちの芸術の鑑賞・体験等への支援、外国人留学生へのオンライン日本語教育支援、地域固有の伝統行事等に対する支援等に取り組んでいます。

図表 2-9-1 令和3年度文化庁予算



3 文化庁の京都移転について

平成28年3月の「政府関係機関移転基本方針」に基づき、文化庁の京都移転を進めることが決定されました。これを踏まえて、文化庁においては、円滑な移転に向けた準備を進めるとともに、文化庁の機能強化を進めています。

令和元年度及び2年度の臨時国会期間中には、京都において、移転予定部署の職員が本格的な移転を見据えた業務のシミュレーションを行い、3年6月にその結果を国会等に報告しました。

京都府において4年12月下旬を目指し整備している新庁舎の竣工後、4年度中の文化庁の業務開始を目指すこととしています。その上で、5年5月初旬の大型連休を活用しつつ、国会業務等の状況を踏まえながら、移転できる課や係から順次、可及的速やかに移転を進めることを目指しています。引き続き、京都府・京都市や関係省庁、地方創生や観光などの関連分野とも連携しながら取組を進めていきます。

第2節 博物館・劇場等の振興

1 博物館の振興

(1) 博物館法改正と博物館の活性化

博物館法の制定から約70年が経過し、博物館数の増加、設置形態の多様化など、博物館を取り巻く環境に大きな変化が生じてきました。更に、近年では資料の収集・保管、展示・

教育、調査・研究という基本的な役割や機能にとどまらず、関係機関との連携によるまちづくりへの貢献など、博物館に求められる役割が多様化・高度化してきています。

こうした背景を踏まえ、文化審議会博物館部会とその下に設置された「法制度の在り方に関するワーキンググループ」において博物館に関する法制度の在り方について議論を行い、令和3年8月の文部科学大臣による諮問を受け、同年12月には「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」^{*1}が取りまとめられました。

本答申では、これからの博物館に求められる役割・機能として「守り、受け継ぐ」、「分かち合う」、「育む」、「つなぐ、向き合う」、「営む」の5つの方向性が示されるとともに、この方向性の下に博物館の底上げ・盛り立てを達成するための新しい博物館制度の在り方が提示されました。

本答申を踏まえ、博物館法の一部を改正する法律案^{*2}を国会に提出し、令和4年4月に成立・公布されています。本法では、博物館法が社会教育法に加え、文化芸術基本法の精神に基づくことを規定するとともに、博物館の事業として他の社会教育施設等と連携しながら地域の活力向上に寄与するよう努めることの追加、博物館設置主体の多様化を踏まえた登録制度の見直し等を行っています。

文化庁では、博物館職員の資質向上を目的とした学芸員の資格認定試験や、博物館長・学芸員等を対象とした専門的な研修等を実施するとともに、令和4年度の新規事業として、特色ある取組を行う博物館の活動や博物館同士のネットワーク化を支援する博物館機能強化推進事業を実施することとしており、この度の改正を契機に、博物館の振興のための取組を一層進めていきます。

（2）美術品補償制度

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づいて、展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合にその損害を政府が補償する「美術品補償制度」が設けられています。この制度の創設以来、令和4年4月末現在で43件の展覧会が美術品補償制度の対象になっています。美術品補償制度によって、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で優れた展覧会が安定的・継続的に開催されることが期待されています。

また、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」によって、従来は強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となっています。

（3）登録美術品制度

「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進する「登録美術品制度」が設けられています。この制度は、優れた美術品について、個人や企業等の所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録するものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館で5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置^{*3}が設けられています。なお、令和2年度税制改正大綱をうけた令和3年4月の登録基準の改正により、登録対象が拡大し、制作者が生存中である美術品のうち一定のものが加わりました。

*1 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/pdf/93654601_03.pdf

*2 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/93697301.html

*3 相続税の物納の特例措置：相続税の物納が認められる優先順位を国債や不動産などと同じ第一位とするもの。物納された美術品は、それまで公開契約を結んでいた美術館に無償で貸与され、引き続き美術館での保管・公開が可能となる。

(4) 国立施設の取組

①国立美術館

国立の美術館として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館、国立工芸館が設置されています。各国立美術館は、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員の資質向上のための研修、公私立美術館に対する助言、地方における巡回展などを行っています*4。

開催した主な展覧会としては「柳宗悦没後60年記念展 民藝の100年」（東京国立近代美術館）、「上野リチ：ウィーンからきたデザイン・ファンタジー」（京都国立近代美術館）、「Viva Video！ 久保田成子展」（国立国際美術館）、「庵野秀明展」（国立新美術館）、「国立工芸館石川移転開館記念展Ⅲ 近代工芸と茶の湯のうつわ—四季のしつらい—」（国立工芸館）などが挙げられます。そのほか、国立映画アーカイブは、「没後40年映画監督 五所平之助」の上映などを行いました。

②国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設と、文化財活用センター及び文化財防災センターにおいて調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています*5。同機構は、収蔵する国宝・重要文化財を含む約14万件（令和3年度末現在）の文化財を活用し、平常展、企画展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。令和3年度には、特別展「国宝 鳥獣戯画のすべて」（東京国立博物館）、特別展「京（みやこ）の国宝一守り伝える日本のたから」（京都国立博物館）、特別展「第73回正倉院展」（奈良国立博物館）、特別展「皇室の名宝—皇室と九州をむすぶ美—」（九州国立博物館）などの特別展を開催しました。また、「新しい生活様式」に対応して、オンラインで視聴できる講演会や展示解説の動画、ダウンロードして自宅や学校等で使えるワークシート等のコンテンツを各施設のウェブサイトから提供しました。

東京文化財研究所は、日本及び東洋の美術・工芸等の文化財、無形文化遺産に関する調査研究や文化財の保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行っています。また、海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力等アジア諸国を中心とした文化遺産保存修復協力や人材育成、被災文化遺産復興支援などの国際協力も進めています。

奈良文化財研究所は、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査などを進めています。全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や文化財担当の専門職員などに対する研修も行っています。

アジア太平洋無形文化遺産研究センターは、日本政府とユネスコの協定に基づき設置され、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護に関する調査研究を促進する拠点として設立されました。令和3年度には創設10年目を迎えています。

文化財活用センターでは、文化財の「保存」と「活用」の両立に留意しながら、企業と連携して、高精細画像による複製品の製作や、VR（バーチャル・リアリティ）、8Kなどの先端技術や複製を用いたコンテンツ開発、国立博物館収蔵品の貸与促進などの事業を推進して

*4 参照：<http://www.artmuseums.go.jp/>

*5 参照：<https://www.nich.go.jp/>

います。令和3年度は、東京国立博物館内に高精細複製品や非接触体験展示による日本美術に親しむための常設体験展示室を開設したほか、令和2年度に引き続き東京国立博物館が所蔵する重要文化財の小袖（通称〈冬木小袖〉）の本格修理を企業や個人の寄附により実現するファンドレイジング事業などを実施しました。

文化財防災センターでは、これまで築き上げてきた文化財等関連組織の幅広いネットワークを生かし、各種災害に対する多様な文化財の防災・救援のため、地方公共団体や関係団体との連携・協力体制を構築するとともに、災害時ガイドライン等の整備や救援及び収蔵・展示における技術開発、文化財防災を促進するための普及啓発などの事業等を通して、文化財の災害対応、防災、減災に取り組んでいます。災害発生時には、文化庁や関連団体と連携し、被害状況の情報収集を行い、重篤な被害が出た場合には文化財レスキューや技術的支援を行います。

また、東京・京都・奈良・九州国立博物館においては、来館者の満足度向上を目指し、多言語対応の充実や快適な鑑賞環境の整備等を含んだプランを策定し、各地域の拠点としての国立文化施設の機能強化に向けて取り組んでいます。

③国立科学博物館

国立科学博物館は、国立で唯一の総合科学博物館であり、自然史、科学技術史に関する調査・研究、標本・資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本・資料を生かして展示や学習支援活動を実施しています*⁶。

令和2年度に引き続き、入館事前予約制とするなど、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら各事業を展開しました。展示活動については、展示内容や手法等を工夫し、多様な機関との連携・協力を図りながら、多彩で魅力的な展示を実施するとともに、今後の常設展示の改修について引き続き検討を進めました。

特別展については、「大地のハンター展」、「植物」、「大英博物館ミイラ展」、「宝石」を開催しました。また企画展については、「メタセコイア」、「昭和天皇の生物学ご研究」、「加速器」、「木組」、「発見！日本の生物多様性」等を開催しました。さらに、当館が所有する標本・資料、ノウハウ等をパッケージ化し、当館以外の博物館や商業施設等で開催する巡回展「WHO ARE WE」や、地域博物館及び民間企業と連携した巡回展「ポケモン化石博物館」を実施しました。

学習支援活動については、未就学児から成人まで幅広い世代に自然や科学の面白さを伝え共に考える機会を提供する講座等を、対面だけでなくICTも活用して実施しました。また、博物館・教育委員会と協働した「教員のための博物館の日」を全国34地域で実施しました。

また、遠隔地にいる方などが来館せずとも博物館体験ができるよう、3DビューとVR映像を活用し博物館にいなくても展示を観覧できる「おうちで体験！かはくVR」や研究者による研究内容や展示の解説動画など、自宅で楽しめる様々なコンテンツを公開するとともに、上野本館や筑波実験植物園の展示紹介をオンラインで配信しました。

さらに、画像の相互利用の国際的な枠組みに合わせて高精細な標本・資料画像を公開し、それらを活用した電子展示を展開するな



常設展示（地球館1階 地球史ナビゲーター）

*6 参照：<https://www.kahaku.go.jp>

ど、デジタルアーカイブの公開と活用を図りました。

④国立近現代建築資料館

国立近現代建築資料館は、近現代建築に関する資料（図面など）を次世代に継承するための保存と活用を行う建築資料専門のアーカイブズ施設^{*7}です。

同館では、近現代建築資料に関する情報収集、資料の収集・保管・公開及び調査研究を行うとともに、展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。

令和3年度は、「丹下健三 1938-1970 戦前からオリンピック・万博まで」（7月21日～10月10日）、収蔵品展として「「住まい」の構想 収蔵資料が物語る名作住宅1940-1975」（12月14日～3月13日）を開催しました。

また、収集資料のデジタル化についても積極的に実施し、利用者の利便性向上に向けた取組も進めています。



「丹下健三 1938-1970 戦前からオリンピック・万博まで」
関係者公開日のゲストキュレーターによる展示解説



「「住まい」の構想 収蔵資料が物語る名作住宅1940-1975」

⑤国立アイヌ民族博物館

令和2年7月12日に開館した国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした初の国立博物館であり、また、アイヌ文化の復興・発展の拠点となるウポポイ^{*8}（民族共生象徴空間）の中核施設です。「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という理念の下、「私たちの」という切り口で、アイヌの視点から紹介する6つのテーマで構成する基本展示や、体験キットを手にとって体感できる探究展示“テンパテンパ^{*9}”、高精細の映像が楽しめるシアターの映像等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に展示します。

また、館内の第一言語をアイヌ語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語の多言語対応により、多様な来館者の理解促進とアイヌ語に触れる機会の創出を図ることとしています。

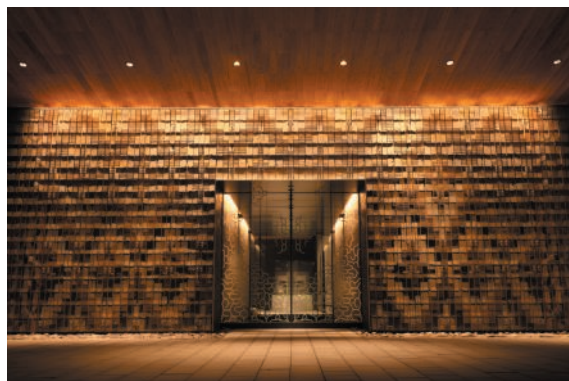
*7 参照：<https://nama.bunka.go.jp/>

*8 ウポポイとは、“（おおぜいで）歌うこと”というアイヌ語による愛称

*9 テンパテンパとは、“触ってね”というアイヌ語による愛称



国立アイヌ民族博物館



伝統的な文様が印象的なエントランス

2 劇場・音楽堂等の振興

(1) 劇場・音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の趣旨を踏まえ、文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門の人材の養成、普及啓発事業等を支援することによって、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」を実施しています（令和3年度採択実績192件）。

(2) 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に関する税制措置

平成30年、障害者や高齢者に対して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等に対し、固定資産税等を減免する時限の特例措置が創設されました。本特例措置の期限は令和5年度まで延長されており、本措置や関連予算を通じて、劇場・音楽堂等におけるバリアフリー化の取組を推進しています。

(3) 日本芸術文化振興会

① 伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の振興の拠点として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわが設置されています。日本芸術文化振興会は、これらの5館を通して、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、大衆芸能、能楽、組踊等の伝統芸能の公開や、伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています*¹⁰。

令和3年度は、公演事業として、5館で計157公演（982回）を実施しました。国立劇場では、9月から3月までを開場55周年記念公演として上演し、歌舞伎では、当代を代表する実演家による至芸を提供する中で若手俳優も積極的に起用し、3月は解説付きの入門公演として上演しました。5月特別企画公演では、一つの演目で「歌舞伎」「文楽」「雅楽」「生活文化」の多ジャンルの共演や、古典と現代の組み合わせという国立劇場でしか実現できない企画を上演しました。また、7月邦楽公演、8月舞踊公演では幅広い層に魅力を伝えるため、ロックミュージシャンやダンサーといった他ジャンルの出演者との共演を果たしました（国立劇場）。文楽では、4月公演中に文楽人形遣いの吉田箕助が引退を表明したことを受け、千穂楽には舞台上でセレモニーを行い、その模様を即日、無料動画配信し（国立文楽劇場）、12月の若手を中心とした公演は、連日の大入りで多くのお客様にご好評いただきました（国

*¹⁰ 参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/>

立劇場)。大衆芸能では、芸術祭主催「国立名人会～「笑い」を忘れない～」、日本演芸家連合の出演による「演芸大にぎわい～東から西から～」等の公演を実施しました（国立演芸場）。能楽については、前年度コロナ禍で中止となった特集「日本人と自然」を冠した古典作品や新たなレパートリー創造の取組の狂言「袴裂」、復曲能「岩船」等様々な演目を上演しました（国立能楽堂）。組踊については、「雪払い」と異名同作といわれる組踊「伊祖の子組」を上演しました。台本が複数存在する中、八重山博物館所蔵本を取り上げて、「伊祖の子組文芸研究会」を立ち上げ、台本考証を行い、舞台化を図りました（国立劇場おきなわ）。また、外国人を対象とした、「Discover KABUKI」、「Discover BUNRAKU」、「Discover NOH & KYOGEN」、「Discover KUMIODORI」を上演しました。

伝承者養成事業では、令和4年3月現在、歌舞伎俳優2人、歌舞伎音楽（竹本）1人、歌舞伎音楽（長唄）1人、大衆芸能（寄席囃子）4人、能楽5人、文楽2人、組踊9人がそれぞれ研修中です。

また、伝統芸能に関する調査研究を継続的に実施しているほか、各館において展示や各種講座等を実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

②現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点として、新国立劇場が設置されています。日本芸術文化振興会は、新国立劇場を通して、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演の実施や、実演家等の研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています*11。

令和3年度の公演事業としては、オペラ「チェネレントラ」、バレエ「白鳥の湖」、現代舞踊「Dance to the Future: 2021 Selection」、演劇「イロアセル」など、計26公演（210回）を実施しました。

実演家研修事業では、令和4年3月現在、オペラ14人、バレエ19人、演劇31人がそれぞれ研修中です。

また、新国立劇場館内や情報センターにおいて展示やオンラインを含む各種講座等を実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。



国立劇場大劇場 廻り舞台

第3節 文化芸術によるイノベーションの創出、国家ブランドの強化

1 文化と経済の好循環の創出

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。さらに、この戦略

*11 参照：<https://www.nntt.jac.go.jp>

推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。令和3年12月に文化審議会に新設した文化経済部会において、「文化と経済の好循環」実現に向けた議論を行い、令和4年3月に報告書としてまとめました。今後、報告書に基づいた具体的な事業を実施していきます。

特に、我が国のアート市場は世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっていることから、我が国のアート市場の活性化とその持続的発展を可能とするよう、文化審議会文化政策部会に設置したアート市場活性化ワーキンググループの提言（令和4年3月）や文化経済部会アート振興ワーキンググループの提言（令和4年3月）等を踏まえ、産業界等とともに、必要なシステム形成の方策について、具体的な検討を進めています。

また、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（チケット不正転売禁止法）」が平成30年12月に成立し、令和元年6月14日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進しています。

2 芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出

我が国の文化芸術活動の持続的な振興を図るためには、文化芸術の担い手である芸術家等（特に、フリーランスを含む個人として活動する者）が安心・安全に活動できるよう活動基盤の強化や環境整備が重要です。文化庁では、令和3年9月から開催している「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」において契約書のひな型を作成等し、その普及啓発を行うなど、文化芸術関係者の事業環境の改善に向けた取組を進めています。

3 日本博の推進

「日本博」は、東京2020大会を契機とする文化プログラムの中核的事業として、関係府省庁や地方公共団体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集し、縄文時代から現代まで続く日本の美を各分野にわたって体系的に展開していく大型プロジェクトです。「日本人と自然」という総合テーマの下に、各地域が誇る様々な文化資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、「文化芸術立国」の基盤強化、文化による「国家ブランディング」の強化等を図ります。

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けましたが、会期や内容の変更に柔軟に対応しつつ、中止となった展覧会等についても映像を配信するなどの工夫をしながら、国内観光需要の一層の喚起やインバウンド需要回復に資するコンテンツの発信等に取り組んできました。

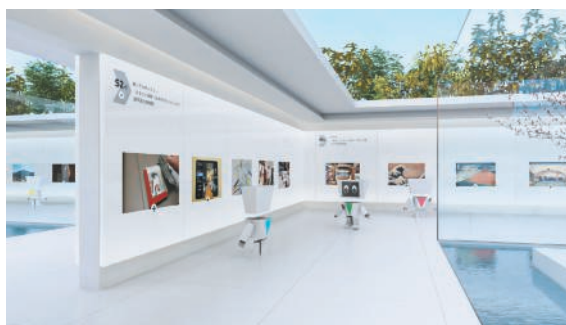
今後は、2025年の大阪・関西万博に向けて「日本博2.0」として、「日本の美と心」というテーマを中核としつつ、様々な方々の参画を得ながら、新しい価値創造を進め、文化の力で、社会課題の解決と経済社会の新しい成長に挑戦するような取組を実施します。



ユネスコ無形文化遺産特別展「体感！日本の伝統芸能」



多言語による映像コンテンツ発信



バーチャル日本博（最先端技術を活用したデジタルコンテンツ発信）

4 国際文化交流の総合的な推進と国際協力への取組

(1) 東アジア諸国や周年事業が設定された国々との交流

① 東アジア文化都市

「東アジア文化都市」は、日中韓より都市を選定し、各都市が連携して年間を通じて様々な文化交流事業を実施するものであり、平成26年から毎年選定されています。

令和4年には、日本の大分県、中国の温州市・済南市、韓国の慶州市が選定され、交流事業を行います。

② 周年事業等における文化交流・協力事業の実施

外交関係樹立100周年など国交の節目の年をとらえた交流事業等を通じ、文化面での友好と相互理解の促進を図っています。令和3年度は、日中韓芸術祭として、東アジア文化都市北九州との共同主催で「Art for SDGs」をコンセプトにバーチャルファッションショー映像作品を日中韓三か国共同で制作・配信しました。また、東アジア文化都市サミットをオンラインで開催し、東アジア文化都市・ASEAN文化都市（ASEANの実施する文化都市）・欧

州文化首都（EUの実施する文化都市）の各都市が参加し、文化を中心とした都市づくりについて議論しました。

（2）文化関係の国際的な会議への参加

①日中韓文化大臣会合

日中韓文化大臣会合は、文化交流・協力の強化に向けた方策について、日中韓3か国の文化担当大臣が意見交換を行うものです。令和3年8月に北九州市で開催された第12回会合では、中国、韓国とオンラインで意見交換を行い、成果文書として「北九州宣言」を発出しました。

同会合では、令和4年の「東アジア文化都市」として、日本の大分県、中国の温州市・済南市、韓国の慶州市を正式決定したほか、新型コロナウイルス感染症拡大の中、連携して文化芸術活動の発展・継承を守り抜くこと、日中韓の枠組みでの文化協力事業を引き続き推進していくこと、日中韓の文化芸術の魅力とその文化的価値を世界にも発信していくこと等について一致しました。

②ASEAN+3文化大臣会合

ASEAN+3文化大臣会合は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の10か国と対話国（日中韓3か国）の文化担当大臣が、文化分野における協力について意見交換を行うものです。令和2年10月には、オンラインで第9回「ASEAN+3文化大臣会合」及び第4回「日ASEAN文化大臣会合」が同時開催されました。会合では、「COVID-19の影響と文化芸術セクターの今後の方向性」をテーマに各国の現状や取組、課題などが共有され、我が国からは、コロナ禍においてもASEAN諸国との直接の交流をあきらめず、感染対策を万全に取りながら、今後再開・発展させていく旨表明しました。

③G20文化大臣会合

G20文化大臣会合は、G20の枠組みにおいて文化分野での協力について意見交換を行うものです。令和3年7月には、G20各国の文化担当大臣・副大臣等及び国際機関の代表者の出席の下、イタリアにて第2回文化大臣会合が対面で開催され、成果文書として閣僚宣言が取りまとめられました。我が国からは、都倉文化庁長官が参加し、「文化を通じた気候変動への対応」の重要性を強調したキーノート・スピーチを行いました。令和4年にも議長国インドネシアで開催される予定となっています。

（3）芸術家・文化人の交流

「日本の心を世界に伝える」をテーマに、日本の第一線で活躍する芸術家や文化人の方々を「文化交流使」に指名しています。文化交流使は世界各国に一定期間滞在し、日本文化を海外の人に知っていただくための芸術・文化活動を行います。令和2年度から令和3年度の2年間で、メディアアート、現代舞踊、琉球舞踊、笛、茶道、書道で活躍中の芸術家・文化人6人が指名されています。また、平成26年度から中国及び韓国に派遣している「東アジア文化交流使」では作曲家とデザイナーの2人が指名されています。令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、海外での活動を十分に行える状況でなかったことから、オンラインによる交流活動を実施しました。また、国内外の芸術家を招へいし、地域で芸術活動を行うアーティスト・イン・レジデンス（AIR（エアー））への支援により、地域における国際文化交流を推進しています。（令和3年度補助採択団体：19団体）

（4）芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対す

るイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。文化庁は、芸術文化の国際交流を推進するため、芸術団体が海外公演を行ったり、有名な国際芸術祭に参加したり、海外映画祭等に出品したりする取組を支援しています。

また、平成30年6月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成30年法律第48号）」が成立し、これに基づき31年3月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」が閣議決定されたことを踏まえ、日本にて行われ、世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。

（5）文化財に関する国際交流・協力の推進

①文化遺産の保護における国際協力

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」を踏まえ、文化遺産国際協力コンソーシアムの下で、文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体等が一体となって連携協力し、文化遺産の保護における国際協力を効果的かつ効率的に推進しています。具体的には、国内の各研究機関等とネットワークを構築して、文化遺産国際協力に関する調査研究や普及啓発などを行っています。

②国際社会からの要請等に基づく国際支援

文化遺産の保護における国際貢献事業として、文化遺産国際協力コンソーシアムなどの場を通じ、関係機関とも協力しながら、「緊急的文化遺産国際貢献事業」、「文化遺産国際協力拠点交流事業」を実施しています。

「緊急的文化遺産国際貢献事業」では、平成16年度から、紛争や自然災害によって被災した文化遺産について、関係国や機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣や相手国の専門家の招へいを行うなど緊急対応の専門家交流事業を実施しています。令和3年度は、レバノン、アルメニア、エジプトを対象に事業を実施しました。また、「文化遺産国際協力拠点交流事業」では、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流や協力を行う拠点交流事業を実施し、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。令和3年度は、アフガニスタン・イスラム共和国における文化遺産保護に関する拠点交流事業、シリア・アラブ共和国におけるアイン・ダーラ遺跡の保護のための人材育成事業、グアテマラ世界複合遺産「ティカル国立公園」における文化遺産の三次元計測と取得データの活用法に関する現地人材養成事業を新たに実施しました。

③二国間取り決め等による国際交流・協力

（ア）二国間交流・協力

文化遺産の保護においては、様々な国と二国間交流・協力を実施しています。特に、文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアとは文化遺産国際協力に関する覚書を締結して、例えば文化財建造物の防災対策など、共通の課題をテーマに積極的な交流を行っています。

（イ）文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）との連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）に加盟し、分担金の拠出や調査官の派遣など国際的な研究事業等への協力を行っています。

④文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護するため、平成14年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この法律は、外国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者

は、民法で認められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が10年間に延長されています。

また、「シリアにおいて不法に取得された文化財の輸入における取扱いについて」（平成27年10月5日付け文化庁文化財部長通知）により、イラクに加え、シリアにおいて不法に取得された文化財についても輸入規制の対象となっています。

さらに、武力紛争時における文化財を保護するため、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」と「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」等に基づいて、武力紛争時に他国に占領された地域（被占領地域）から流出した文化財の輸入が規制されています。また、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為や、文化財を軍事目的に利用する行為等が罰則の対象となっています。

第4節

舞台芸術活動等の推進

1 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の文化芸術の振興を図るため、舞台芸術各分野の水準向上に資する公演を重点的に支援するとともに、各分野の特性に配慮した創造活動を推進しています。令和3年度は、複数年計画支援型26団体、公演事業支援型179件を支援しました。

また、「戦略的芸術文化創造推進事業」として、芸術団体等からの企画提案を受けて行う実演芸術の水準向上及び鑑賞機会の充実を図るための取組や、海外への発信等を28件実施しました。

2 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は、文化芸術活動に対する援助を継続的・安定的に行うため、平成2年に設立され、政府から出資された541億円と民間からの寄附金約165億円の計約706億円を原資とした運用益を、各種文化芸術活動への日本芸術文化振興会が行う助成事業に充てています。寄附金の受付は随時行っており、基金の拡充に努めています。

〈芸術文化振興基金からの助成額（令和3年度）〉

- ・芸術創造普及活動 6億2,379万円
- ・地域文化振興活動 2億1,643万円
- ・文化振興普及団体活動 8,132万円

3 新進芸術家等の人材育成

世界で活躍する新進芸術家等を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇などの分野において研修・発表の機会を提供しています。特に、「新進芸術家海外研修制度」では、昭和42年以来、新進芸術家等が海外の大学や芸術団体などで研修を受け、これまで多数の優秀な芸術家などを輩出しています（[図表2-9-2](#)）。

図表 2-9-2 新進芸術家海外研修制度のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	美術：洋画	昭和42年度
森下 洋子	舞踊：バレエ	昭和50年度
佐藤しのぶ	音楽：声楽	昭和59年度
船越 桂	音楽：声楽	昭和59年度
野田 秀樹	美術：彫刻	昭和61年度
諏訪内晶子	音楽：器楽	平成6年度
野村 萬斎	演劇：狂言師	平成6年度
崔 洋一	映画：監督	平成8年度
鴻上 尚史	演劇：演出	平成9年度
山中 千尋	音楽：ジャズピアノ	平成13年度
平山 素子	舞踊：モダンダンス	平成13年度
酒井 健治	音楽：作曲	平成16年度
塩田 千春	美術：現代美術	平成16年度
長塚 圭史	演劇：演出	平成20年度
萩原 麻未	音楽：ピアノ	平成21年度
濱口 竜介	映画：映画	平成27年度

4 文化庁芸術祭の開催

文化庁は、昭和21年度から毎年秋に「文化庁芸術祭」を開催しています。令和3年度は、オープニング公演として「チェネレントラ」を上演したほか、バレエ、演劇、歌舞伎、音楽、能楽、文楽、舞踊、大衆芸能、アジア・太平洋地域の芸能等の101の主催公演を実施しました。

また、演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の参加公演部門には168件、テレビ、ラジオ、レコードの参加作品部門には111件が参加しました。各部門における審査の結果、優れた公演・作品に対して、文部科学大臣から芸術祭各賞が授与されました。



令和3年度「文化庁芸術祭」主催 新国立劇場オープニング公演
オペラ「チェネレントラ」
写真提供：新国立劇場

第5節 メディア芸術の振興

1 アニメーション、マンガなどのメディア芸術の振興

アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国に対する理解や関心を高めています。メディア芸術の一層の振興を図るため、創作活動に対する支援、普及、人材育成などに重点を置いた様々な取組を行っています。その一つの柱である「文化庁メディア芸術祭」は、「アート」、「エンターテインメント」、「アニメーション」、「マンガ」の4部門について、優れた作品を顕彰するとともに、受賞作品の鑑賞機会を提供するメディア芸術の総合フェスティバルとして、平成9年度から開催しています。令和3年9月には、第24回の受賞作品展を、日本科学未来館を中心に開催しました。また、第25回のコンテストには、世界95の国と地域から3,537作品の応募がありました。他にも、過去の受賞作品を中心に優れたメディア芸術作品の鑑賞の機会を提供するメディア芸術祭地方展（3年

度は仙台・石巻展、高知展を開催)やメディア芸術海外展開事業などを実施し、国内外に優れたメディア芸術作品を発信しています。



第24回アート部門大賞『縛られたプロメテウス』メディアパフォーマンス 小泉 明郎 [日本] ©2019, Meiro Koizumi



第24回エンターテインメント部門大賞『音楽』映像作品 岩井澤 健治 [日本] ©Hiroyuki Ohashi / Rock'n Roll Mountain / Tip Top



第24回アニメーション部門大賞『映像研には手を出すな!』テレビアニメーション 湯浅 政明 [日本] ©Sumito Oowara, Shogakukan / Eizouken Committee



第24回マンガ部門大賞『3月のライオン』羽海野 チカ [日本] ©Chica Umino / Hakusensha

2 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。さらに、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置づけられています。

文化庁は、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策として、1. 創造、2. 発信・海外展開・人材交流、3. 人材育成に取り組んでいます。

具体的には、日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援や北米における日本映画特集上映など海外への日本文化発信、短編映画作品製作による若手映画作家育成事業などの人材育成を通し



令和3年度文化芸術振興費補助金 製作支援作品
『ムーンライト・シャドウ』
©2021 映画「ムーンライト・シャドウ」製作委員会

て、我が国の映画の一層の振興に取り組んでいます。特に日本映画の製作支援については、映画による国際文化交流を推進し、我が国の映画振興に資するため、平成23年度からは、国際共同製作による映画製作への支援も行っています。また、これらの活動を促進するため、データベースの整備による日本映画に関する情報提供も進めています。

第6節 子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

1 学校における芸術教育・文化部活動の環境整備

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の推進

平成30年10月より小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術（音楽・美術・工芸・書道）」等の芸術に関する教育にかかる事務を文部科学省本省から文化庁に移管しました。

学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力とし、教科の目標を三つの柱で整理して^{*12}、これらが実現できるように示しています。内容については、目標に対応して三つの柱で整理し、共通事項として表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を示しています。

また、芸術教育の充実に資するため、伝統音楽指導者研修会に加え、小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員の研修会を令和元年度から実施しています。

(2) 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちが優れた実演芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体等による実技指導、ワークショップに参加し、更にこれらの団体等と本番の舞台で共演するなど、実演芸術に身近に触れる機会を提供する「文化芸術による子供育成総合事業」を実施しています。令和3年度は、文化庁が選定した一流の文化芸術団体が小・中学校等において実演芸術公演等を実施する巡回公演を1,685公演、学校が独自に選定した芸術家による実技披露、実技指導等を行う芸術家派遣を1,532か所で実施しました。

さらに、令和2年度第3次補正予算において、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の一斉休業等により、文化芸術鑑賞・体験教室等を中止せざるを得なかった学校を支援するため「子供のための文化芸術鑑賞・体験支援事業」を実施し、子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会を提供しました。

(3) 文化部活動の環境整備のための取組

生徒のバランスの取れた生活や働き方改革の観点から平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めています。

更に、子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術

*12 参照：第2部第4章第1節 1 (1) ②

活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施しています。

(4) 全国高等学校総合文化祭の開催

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供して、創造活動を推進し相互の交流を深めるため、都道府県、公益社団法人全国高等学校文化連盟等との共催により、「全国高等学校総合文化祭」（令和3年度は7月31日から8月6日まで和歌山県で開催）、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」（3年度は国立劇場での無観客による本番収録等を経て10月1日からWeb配信）、「全国高校生伝統文化フェスティバル」（3年度は京都府内での無観客による本番収録等を経て12月19日からWeb配信）をそれぞれ毎年開催しています（図表2-9-3）。



第45回全国高等学校総合文化祭総合開会式

図表 2-9-3

令和3年度開催部門一覧

開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・パトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学等
------	--

全国から約2万人の高校生が集い、規定19部門のほか、開催県が独自に行う協賛部門を加えて開催されます。

2 地域における文化芸術活動の推進

文化庁は、次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得することができる機会を提供するために、「伝統文化親子教室事業」を実施しています。令和3年度は3,536団体の活動を採択し、地方公共団体による取組を30地域採択しました。

また、令和2年度補正予算事業として「子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業」を実施し、新型コロナウイルス感染症により、伝統文化親子教室の参加の機会が失われた子供たちの体験・修得の機会を回復するため75団体を採択しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、劇場・音楽堂等における子供たちの文化芸術鑑賞・体験機会が多く失われている状況に鑑み、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行っています。

第7節

文化芸術による共生社会の実現

1 障害者等による文化芸術活動の推進

平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく基本計画を平成31年3月に作成し、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策をより総合的かつ計画的に推進しているところです。

具体的には、文化芸術団体等が実施する障害のある方々の鑑賞・創造・発表等の文化芸術活動の推進に関する取組への支援や、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演

される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

また、国立美術館、国立博物館は、展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある方々に対する環境改善も進められています。

地方公共団体が策定した計画に基づく取組に対して助成し、地方における取組を推進しています。

2 アイヌ文化の振興

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（令和元年施行）の規定に基づき業務を行う団体として公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定され、同財団の行うアイヌに関する研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業や伝承者の育成事業等に対し、支援を行うとともに、国立アイヌ民族博物館の運営を行っています。

第8節 地域における文化の振興

1 多様な文化を生かした地域づくり

我が国には、全国各地に多様で豊かな文化が息づいており、地域ごとの特色ある文化を生かして、地域振興につながる取組を支援しています。

(1) 国民文化祭

国民文化祭は、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした、文化庁と都道府県等との共催による文化の祭典です。昭和61年度から開催しており、令和3年度は開会式に天皇皇后両陛下のオンラインによる御臨席を仰ぎ、7月3日から10月17日まで宮崎県（令和2年度から延期）、10月30日から11月21日まで和歌山県でそれぞれ開催しました（図表2-9-4）。また、平成29年度から、厚生労働省等主催の全国障害者芸術・文化祭と同一の開催地及び期間にて一体的に開催しています。

図表 2-9-4 国民文化祭の主な内容

主催事業	文化庁、開催地都道府県、市町村、文化団体等の共催によるもの
【開会式・閉会式】	アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示すオープニングフェスティバルなど
【シンポジウム】	地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど
【分野別フェスティバル】	民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など
協賛事業	国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催により開催される各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など

(2) 文化芸術創造都市推進事業

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援するため、情報の収集・提供、会議・研修の実施等を通じて、国内ネットワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤づくりを進めています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえ、オンライン開催を中心に、総会、

幹事会をはじめ、現代芸術の国際展部会（珠州市）、創造農村ワークショップ（丹波篠山市）、創造都市政策セミナー（神戸市）等を実施しました。

（3）文化芸術創造拠点形成事業

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とし、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業に対して支援を行っています（令和3年度採択実績：74件）。

（4）国際文化芸術発信拠点形成事業

外国人の訪日意欲の喚起や活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭等を中核として観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成の取組を支援しています（令和3年度採択実績：8件）。



ARTISTS' FAIR KYOTO（撮影：高橋保世）



ストレンジシード静岡2021

第9節 生活文化等の振興と保護

1 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支える土台として機能するとともに、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり、正に我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、こうした生活文化等が持つ多様な価値と魅力を生かし発信するとともに、各分野に関する実態調査を行い、生活文化の振興等を図っています。

令和3年度は生活文化調査研究事業として、6分野の調査を実施するとともに、新たに創設された無形の文化財の登録制度を活用し、「書道」の登録無形文化財の登録を行いました。

さらに、生活文化分野の活性化や新たな需要創出等を図るため、生活文化振興等推進事業として6事業を実施しました。

2 食文化について

我が国に根付いた多様な食文化は、各地の自然風土と調和した先人の生きる知恵と経験の賜物であり、未来に継承すべき伝統文化の一つです。文化庁では、食文化の振興に向けて、

文化審議会文化政策部会食文化ワーキンググループにおいて取りまとめられた方向性に従って、施策を進めています。

食文化の明確化・価値化を進める取組として、文化財保護法に基づく文化財の登録等の推進、地域が主導する食文化の調査に対する支援を行っており、令和3年度には、文化財保護法の改正を受け、「伝統的酒造り」の登録無形文化財の登録を行いました。

また、食文化の更なる振興に向けて、各地の食文化を体験できるような機会の醸成等を進めており、同年度には、食文化の保護・継承に取り組む地域への訪日外国人等の誘致のための方策を調査しました。

このほか、食文化に関する研究基盤の構築、国民に食文化という考え方やその価値への気づきを与えるための情報発信等を行い、食文化の振興の加速化・活性化を図っています。

第10節 文化財の保存と継承

1 文化財保護を巡る近年の動向

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産です。また、確実に次世代に継承していくことにより、将来の地域づくりの核ともなります。このため、文化庁は、「文化財保護法」等に基づき、多種多様な文化財の保存・活用のための施策を講じています。

令和3年4月16日に成立した「文化財保護法の一部を改正する法律」（令和3年法律第22号）においては、無形の文化財について、学術的調査の蓄積に相当の時間を要する指定制度を補完する制度として、幅広く緩やかに保護する登録制度が創設されました。令和4年3月末時点で、登録無形文化財が2件、登録無形民俗文化財が2件登録されています。



登録無形文化財「書道」



登録無形文化財「伝統的酒造り」



登録無形民俗文化財「讃岐の醤油醸造技術」



登録無形民俗文化財「土佐節の製造技術」

また、本改正においては、地域における文化財保護の取組を更に後押しするため、文化財保護法上の制度として、地方公共団体による登録制度を位置づけ、地域の創意で活用できることとしました。

加えて、令和4年3月29日には「登録有形文化財登録基準」の一部が改正されました。製作後50年を経過していない現代の美術作品は、海外に流出したり、散逸したりするおそれもあることから、登録基準中「製作後50年を経過したもの」という規定を削除し、製作年代にかかわらず、学術的な調査研究が進み、系統的・網羅的に収集されたものなどで、登録有形文化財（美術工芸品）として国が保護措置を講ずることが望ましいものを登録できるようにしました。

また、令和3年8月には、文化財の保存に係る課題に関して専門的な見地から検討するため、文部科学大臣から文化審議会に審議要請が行われました。文化財の保存技術・修理人材や用具・原材料の確保及び支援の在り方、持続可能な文化財保存の在り方については、文化審議会文化財分科会の下企画調査会において、令和4年末を目途にとりまとめが行われる予定です。また、埋蔵文化財をめぐる様々な課題については第三専門調査会で調査し、今後報告書を取りまとめる予定です。

令和3年12月には、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画（令和4年度～8年度）として、「文化財の匠プロジェクト」を策定しました（文部科学大臣決定）。本プロジェクトでは、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、文化財保存技術に係る人材育成と修理等の拠点整備、文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保等の取組を推進します。

2 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の改正により、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱（以下、「大綱」という。）と、市町村における文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用にに関する総合的な施策を盛り込むものであり、令和4年4月現在、44道府県で作成されています。市町村の地域計画は、できる限り域内の文化財を網羅的に把握した上で、域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存及び活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、令和4年4月現在、58市町村が作成した地域計画が国の認定を受けています。作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務に

ついて、現状移譲されている都道府県・市のみならず、認定市町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。今後、この大綱及び地域計画の作成は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、令和4年4月から施行されている地方公共団体による登録制度の取組と併せて、各地域において、貴重な文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、「地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）」を設け、地域計画等に基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援する地方公共団体を後押しすることとしています（令和3年度採択実績：4件）。

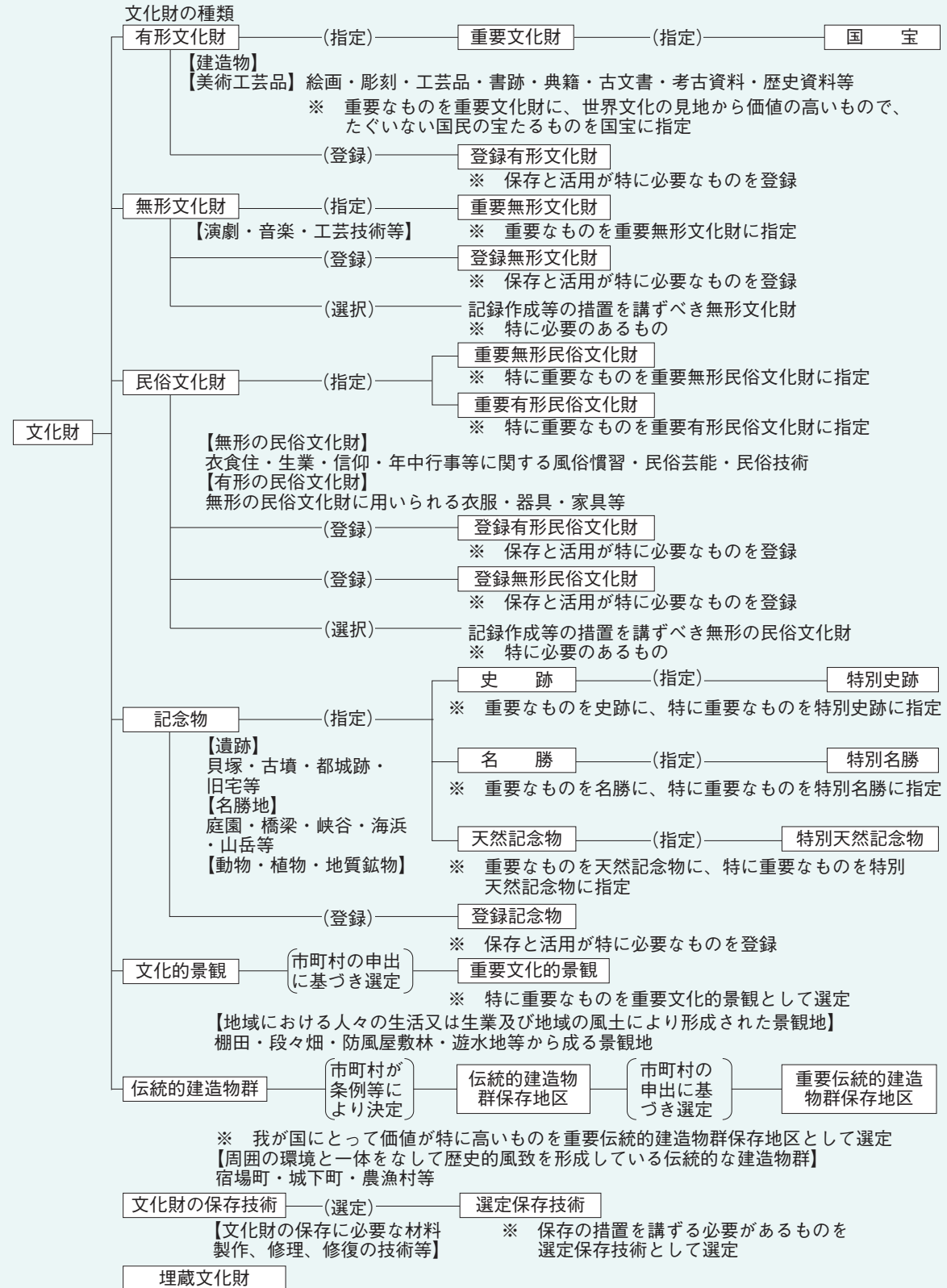
3 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財を保存・継承するため、文化庁は、「文化財保護法」に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録し（[図表 2-9-5](#)、[図表 2-9-6](#)）、現状変更や輸出等について一定の制限を課する一方、有形の文化財については保存修理、防災、買上げ等を、また、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して補助を行うことによって文化財の保存を図っています。

また、地域の文化財を一体的に活用する取組として、文化財の公開施設の整備に対して補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図るなどの支援も行っています。

図表 2-9-5

文化財保護の体系



図表 2-9-6 文化財指定等の件数

文化財指定等の件数 令和4年1月1日現在
【指 定】

1. 国宝・重要文化財

種 別 / 区 分		国 宝	重 要 文 化 財
美 術 工 芸 品	絵 画	166	2,041
	彫 刻	140	2,723
	工 芸 品	254	2,471
	書跡・典籍	229	1,920
	古 文 書	62	780
	考 古 資 料	48	652
	歴 史 資 料	3	225
計		902	10,812
建 造 物		(291棟) 228	(5,253棟) 2,530
合 計		1,130	13,342

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	63	史 跡	1,869
特 別 名 勝	36	名 勝	426
特 別 天 然 記 念 物	75	天 然 記 念 物	1,035
計	174 (164)	計	3,330 (3,215)

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。
史跡名勝天然記念物には重複指定があり、()内は実指定件数を示す。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保 持 団 体 等 認 定	
	指 定 件 数	保 持 者 数	指 定 件 数	保 持 団 体 等 数
芸 能	36	51 (51)	14	14
工 芸 技 術	40	59 (58)	16	16
合 計	76	110 (109)	30	30

(注) 保持者には重複認定があり、()内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

224 件

5. 重要無形民俗文化財

323 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

71 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

126 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保 持 者		保 存 団 体	
	件 数	人 数	件 数	団 体 数
82	51	58	39	41 (35)

(注) 保存団体には重複認定があり、()内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財 (建造物)

13,276 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

17 件

3. 登録無形文化財

2 件

4. 登録有形民俗文化財

46 件

5. 登録無形民俗文化財

2 件

6. 登録記念物

124 件

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産や考古資料、歴史資料で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して重点的に保護しています。(図表2-9-7、図表2-9-8) また、近年の国土開発や生活様式の変化等によって、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている近代等の有形文化財を登録という緩やかな手法で保護しています。

有形文化財は、主として木、紙、漆、絹等の脆弱な材料で作られているものが多く、その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。そのため、修理等に要する費用や、建造物については地震や火災などの被害から建造物を守るための工事や必要な設備の設置、危険木対策などの環境保全事業に対する補助を実施しています。

図表2-9-7 令和3年度の国宝・重要文化財（建造物）の指定

○令和3年度の国宝（建造物）の指定

令和4年2月9日指定（1件）

霧島神宮本殿・幣殿・拝殿 [鹿児島県霧島市]



霧島神宮本殿・幣殿・拝殿

○令和3年度重要文化財（建造物）の指定

令和3年8月2日指定（7件）

木村産業研究所

代々木競技場

御前埼灯台

長命寺

第一大戸川橋梁

旧松坂屋大阪店（高島屋東別館）

旧西脇尋常高等小学校

令和4年2月9日指定（10件）

旧三井銀行小樽支店

ニッカウキスキー余市蒸溜所施設

上野家住宅（山梨県山梨市東）

京都ハリストス正教会生神女福音聖堂

江崎灯台

美保関灯台

出雲日御碕灯台

香川県庁舎旧本館及び東館

若戸大橋

鹿児島神宮

図表 2-9-8 令和3年度の国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定

令和3年9月30日指定（計5件）

○国宝（美術工芸品）

<絵画の部>

- ・絹本着色春日権現験記絵（高階隆兼筆／）
- ・紙本着色蒙古襲来絵詞
- ・紙本金地著色唐獅子図（狩野永徳筆／六曲屏風）
- ・絹本着色動植綵絵（伊藤若冲筆／）

<書跡・典籍の部>

- ・屏風土代（小野道風筆／）

令和4年3月22日指定（計7件）

○重要文化財（美術工芸品）

<彫刻の部>

- ・木造十一面観音立像（本堂安置）
- ・木造弥勒菩薩坐像
- ・木造金剛力士立像（二王門安置）

<古文書の部>

- ・多賀城跡出土漆紙文書

<歴史資料の部>

- ・鉄道省営乗合自動車（昭和五年、東京瓦斯電気工業株式会社製）
- ・ゐのくち渦巻ポンプ（明治四十五年、合資会社国友機械製作所製）
- ・キハ四二〇五五号気動車（キハ〇七形四一號気動車）（昭和十二年、日本車輛製造株式会社製）



紙本金地著色唐獅子図（狩野永徳筆）

（2）無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらの「わざ」を高度に体現・体得している者又は団体を「保持者」又は「保持団体」として認定しています（図表 2-9-9）。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」（この保持者がいわゆる「人間国宝」）と、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合は、その「わざ」を高度に体現している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」があります。また、「保持団体認定」は、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ、その「わざ」を保持する者が多数いる場合、これらの者が主な構成員となっている団体を認定するものです。

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等を補助しています。また、我が国にとって歴史上、芸術上価値の高い重要無形文化財（工芸技術）を末永く継承し保護していくため、保持者の作品等の無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録して公開したりしています。

なお、令和3年の文化財保護法の一部改正により、「登録制度」が無形文化財にも創設され、「書道」及び「伝統的酒造り」が登録されました。今後も、保存・活用のための措置が特に必要とされる無形文化財の保護に幅広く取り組んでいきます*¹³。

*¹³ 参照：第2部第9章第10節 1

図表 2-9-9 令和3年度の重要無形文化財の指定・認定

令和3年10月28日指定・認定

○芸能の部

・琉球舞踊立方
 ・琉球舞踊立方
 ・人形浄瑠璃文楽人形

みやぎ けいこ

宮城 幸子

しだ ふうし

志田 フサ子 (芸名 志田 房子)

みやぎ とよみ

宮永 豊実 (芸名 桐竹 勤十郎)

○工芸技術の部

ちや ぬがま

茶の湯釜

かくたに ゆうじ

角谷 勇治 (雅号 角谷 勇圭)

(3) 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでいます。民俗文化財には有形のものと無形のものがあります。

有形、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、保存しています(図表 2-9-10)。また、重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に記録作成等を行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

民俗文化財は日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。文化庁は、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋等を保護するため、管理や修理、保存活用施設の整備等の事業を補助するとともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調等の事業に対しても補助を行っています。また、文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰退のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録保存を確実に進めています。

なお、令和3年の文化財保護法の一部改正により、「登録制度」が無形の民俗文化財にも創設され、「讃岐の醤油醸造技術」及び「土佐節の製造技術」が登録されました。今後も、保存・活用のための措置が特に必要とされる無形の民俗文化財の保護に幅広く取り組んでいきます*14。

図表 2-9-10 令和3年度の重要有形民俗文化財等の指定

令和4年3月23日指定

○重要有形民俗文化財(1件)

よしだぐち ふじさんしんぐうようぐ

吉田口の富士山信仰用具

○重要無形民俗文化財(4件)

はちおうじくまにんぎょう

八王子車人形

はこねのたてししまい

箱根の湯立獅子舞

しずおかひんなんじしつつかさまい

静岡浅間神社廿日会祭の稚児舞楽

ぬまた おおきか ぬたてかぐら

沼田・大坂の湯立神楽

吉田口の富士山信仰用具
(写真提供: 富士吉田市)静岡浅間神社廿日会祭の稚児舞楽
(写真提供: 静岡市)

(4) 記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞

*14 参照: 第2部第9章第10節 1

上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動物、植物、地質鉱物は「天然記念物」に指定し、さらに、それらのうち特に重要なものについては、「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定して保護しています（図表2-9-11）。また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残存が困難な状況にある記念物については登録という緩やかな手法で保護しています。登録記念物については、「遺跡関係」、「名勝地関係」、「動物、植物及び地質鉱物関係」の三種があります。

指定・登録された史跡等について、保存と活用を図るための計画策定や整備等を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施しています。

図表 2-9-11 令和3年度の特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の指定及び登録記念物の登録

<p>○令和3年度の史跡の指定</p> <p>令和3年10月11日指定（10件）</p> <p>粟木鉄山跡 [岩手県気仙郡住田町]</p> <p>天皇山遺跡 [福島県白河市]</p> <p>取掛西貝塚 [千葉県船橋市]</p> <p>飯盛城跡 [大阪府大東市、四條畷市]</p> <p>條ウル神古墳 [奈良県御所市]</p> <p>伊勢本海道 [奈良県宇陀郡曾爾村]</p> <p>久喜銀山遺跡 [島根県邑智郡邑南町]</p> <p>佐田谷・佐田峠墳墓群 [広島県庄原市]</p> <p>弓削島荘遺跡 [愛媛県越智郡上島町]</p> <p>陣ノ内城跡 [熊本県上益城郡甲佐町]</p> <p>令和4年3月15日指定（3件）</p> <p>三戸城跡 [青森県三戸郡三戸町]</p> <p>柏木城跡 [福島県耶麻郡北塩原村]</p> <p>八代海干拓遺跡 [熊本県八代市]</p> <p>○令和3年度の名勝の指定</p> <p>令和3年10月11日指定（1件）</p> <p>臥龍山荘庭園 [愛媛県大洲市]</p> <p>令和4年3月15日指定（1件）</p> <p>徳佐（サクラ）[山口県山口市]</p>	<p>○令和3年度の天然記念物の指定</p> <p>令和3年10月11日指定（1件）</p> <p>葦毛湿原 [愛知県豊橋市]</p> <p>令和4年3月15日指定（3件）</p> <p>礼文島桃岩一帯の高山植物群落 [北海道礼文郡礼文町]</p> <p>東峰村の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木 [福岡県朝倉郡東峰村]</p> <p>アケボノゾウ化石多賀標本 [滋賀県犬上郡多賀町]</p> <p>○令和3年度の登録記念物の登録</p> <p>名勝地関係</p> <p>令和3年10月11日指定（2件）</p> <p>松樹館庭園 [滋賀県東近江市]</p> <p>漢陽寺庭園 [山口県周南市]</p> <p>令和4年3月15日指定（1件）</p> <p>鍋山（南屏峽）[大分県豊後高田市]</p>
---	--



アケボノゾウ化石多賀標本（写真提供：多賀町）

（5）文化的景観

山間に広がる棚田、野焼きにより維持される牧野、防風林が廻らされる集落等、地域における人々の生活又は生業と当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活や生業を理解するために欠くことのできないものを「文化的景観」と呼んでいます。都道府県又は市町村が定めた文化的景観のうち、その申出に基づき、特に重要なものを文部科学大臣は「重要文化的景観」に選定します。申出に当たり、地方公共団体は、当該文化的景観が景観法に規定される景観計画区域又は景観地区に含まれていること、自然・緑地・農地等を保全する法律に基づく条例で保存の措置が講じられていること、文化的景観保存活用計画が策定されていること等の要件を満たす必要があります（図表2-9-12）。

文化庁では、地方公共団体が行う文化的景観の保存調査や保存活用計画の策定、重要文化的景観の整備、勉強会やワークショップ等の普及啓発事業等に補助を行っています。

図表 2-9-12 令和3年度の重要文化的景観の選定

令和3年10月11日選定（1件）

錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観

〔山口県岩国市〕



錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観
(写真提供：岩国市)

（6）伝統的建造物群

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農山村集落などがこれに当たります。伝統的建造物群を有する市町村は、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現状変更の規制等を行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。文化庁は、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定しています（図表 2-9-13）。

「伝統的建造物群」を持つ市町村が行う伝統的建造物群の保存状況等の調査や、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物等の修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための経費、防災のための施設・設備の整備、建造物や土地の公有化等の事業を補助しています。

図表 2-9-13 令和3年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定

令和3年8月2日指定（3件）

南越前町今庄宿伝統的建造物群保存地区〔福井県南越前町〕

若桜町若桜伝統的建造物群保存地区〔鳥取県若桜町〕

廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区〔広島県廿日市市〕



廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区
(写真提供：廿日市市教育委員会)

（7）文化財保存技術

我が国固有の文化によって生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を確実に後

世へ伝えていくために欠くことのできない文化財の修理技術・技能やこれらに用いられる材料・道具の製作技術等を「文化財の保存技術」と呼んでいます。文化財の保存技術のうち保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」に選定するとともに、その技術を正しく体得している者を「保持者」として、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」として、それぞれ認定し、保護を図っています。

図表 2-9-14 令和3年度の選定保存技術の選定・認定

令和3年10月28日指定・認定	
○有形文化財等関係	
・表具用木製軸首製作	花輪 滋實
・美術工芸品保存箱紐（真田紐）製作	市村 藤一
・在来絹製作	志村 明
・規矩術（近世規矩）	青木 弘治
・表装建具製作	村上 潤一
・漆工品修理	北村 繁
○無形文化財等関係	
・箏製作	邦楽器製作技術保存会
・三味線棹・胴製作	邦楽器製作技術保存会

（8）文化財を確実に次世代に継承するための取組の充実

無形文化財の伝承や有形文化財の保存修理等のために必要となる伝統的な用具・原材料の入手が困難となってきた状況を受けて、その安定的な確保を目指し、関連技術の内容や生産現場の実状を正確に把握するための実態調査を行っています。

また、建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者の育成等を行っています。

美術工芸品を災害や盗難等の被害から守るため、手引の作成や研修会の開催など、防災・防犯意識の向上や有効な対策への理解を促進するための取組を実施しています。さらに、海外流出や散逸等のおそれがある国宝・重要文化財等についても、国で買い取って保存しています。あわせて、海外流出を防ぐために、古美術品を海外に輸出する際には、当該古美術品が国宝・重要文化財に指定されておらず重要美術品に認定されていないことを証明する「古美術品輸出鑑査証明」を発行しています（令和3年度3,871件）。また、美術工芸品の活用を図るため、文化財保存施設の整備の推進や、国宝・重要文化財が出品される展覧会への支援とともに、国所有の国宝・重要文化財を文化庁主催展覧会に出品したり、博物館等に貸与したりしています。

国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状を把握するため、平成25年に全件の所在確認を実施しましたが、令和4年3月末時点で、調査時点の全指定件数1万524件のうち、所在不明の文化財は140件、追加確認の必要がある文化財は49件でした。なお、平成31年2月より文化庁ウェブサイト上で最新情報を公表しています。

文化財修理のための原材料確保の取組

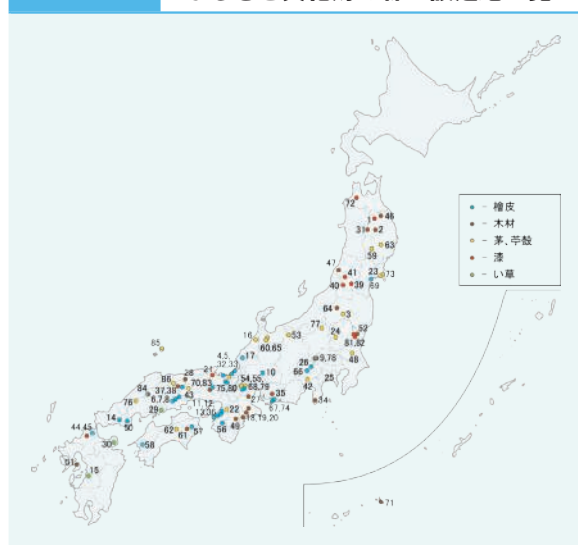
重要文化財建造物には、木材、樹皮、茅、漆等の植物性資材が多く用いられています。適切な周期により文化財の修理を進め、文化財を次世代に継承するためには、原材料となる植物性資材の安定的な確保と、植物性資材に関わる技能者の育成が必要です。

文化庁では、平成18年度より「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しており、重要文化財建造物の修理に必要な資材の供給体制を整備するため、資材供給林（ふるさと文化財の森）を全国86箇所設定しています。

また、資材の重要性、保存修理の考え方や方法についての理解を深め、技能者の育成に資するよう、同事業により資材に係る普及啓発活動を支援しています。具体的には、保存修理の現場公開及び展示や、資材採取等の研修事業を実施しています。さらに、ふるさと文化財の森を良好な環境に保つため、山焼き、除草、下草刈りといった管理も併せて支援しています。

特に漆については、重要文化財建造物の修理に国産漆を原則として用いることとしているなど、文化財修理に欠かせない資材です。このため、「ふるさと文化財の森システム推進事業」により、浄法寺漆林（岩手県二戸市）・弘前市有漆林（青森県弘前市）等を支援するなど、国産漆の生産確保に努めているところであり、引き続き国産の植物性資材の活用を進めていきます。

図表 2-9-15 ふるさと文化財の森 設定地一覧



4 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」（土地に埋蔵されている文化財）は、その土地に生きた人々の営みを示す遺産であり、土地に刻まれた地域の歴史と文化そのものです。

埋蔵文化財を保護するために、「埋蔵文化財包蔵地」（全国に約47万2,000件）として周知された土地で開発事業等を行う場合、事前にその遺跡の内容を確認するための試掘・確認調査等を行います。そして、遺跡を現状保存するために調整を行いますが、やむを得ず現状保存できない場合は、遺跡の記録を作成してそれを保存するための発掘調査が必要になります（記録保存調査）。また、地域にとって重要な遺跡を積極的に現状保存するために、発掘調査を行う場合もあります（保存目的調査等）。

現在、毎年約8,000件の発掘調査が全国で行われ、多くの成果が得られています。文化庁では、その成果をより多くの国民に、できるだけ早く、分かりやすく伝えるために、毎年「発掘された日本列島」展を開催しています。第27回目となる令和3年度の展覧会は、東京都江戸東京博物館、苫小牧市美術博物館、群馬県立歴史博物館を巡回しました。

また、水中に所在する埋蔵文化財（水中遺跡）の保護体制の整備充実を図るため、地方公共団体が水中遺跡の保存活用を円滑に推進するためのハンドブックを刊行しました。



ミミズク土偶（千葉県下ヶ戸貝塚出土）



備形神立像（山形県大南遺跡出土）

5 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存修理・活用等が行われています。

修理が完了したキトラ古墳壁画は、令和元年7月に国宝に指定されました。特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画保存管理施設（キトラ古墳壁画体験館「四神の館」内）で、期間を定めて国宝キトラ古墳壁画の一般公開を行いました。令和3年度は4回の公開期間中（84日間）、合計1万7,576人の来館がありました。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において保存修理作業等を実施し、令和元年度に修理が終わりました。修理終了後は、当面的間壁画及び石材を保存展示するための施設の建設に向けて、令和4年3月に「高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）基本構想」を策定しました。また、キトラ古墳壁画の公開に合わせ、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設においても新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じたうえで修理作業室の公開を行い、合計28日間の公開期間中、2,730人の来館がありました。

6 世界文化遺産と無形文化遺産

（1）世界文化遺産

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から保護することを目的として、昭和47年に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択され、我が国は平成4年に条約を締結しました。令和4年3月末現在の締約国数は194か国になっています。

毎年1回開催される世界遺産委員会では、締約国からの推薦や諮問機関の評価等に基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産が世界遺産一覧表に記載されます。令和4年3月末現在で1,154件の遺産（文化遺産897件、自然遺産218件、複合遺産39件）が記載されています。令和3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」と「北海道・北東北の縄文遺跡群」が記載され、我が国の世界遺産一覧表記載物件は文化遺産20件、自然遺産5件となっています。（[図表 2-9-16](#)）

令和4年2月1日に、「佐渡島の金山」を世界文化遺産として推薦しました。

図表 2-9-16 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年	区分
①	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
②	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
③	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
④	白神山地	青森県・秋田県	平成5年	自然
⑤	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府・滋賀県	平成6年	文化
⑥	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
⑦	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
⑧	厳島神社	広島県	平成8年	文化
⑨	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
⑩	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
⑪	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
⑫	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
⑬	知床	北海道	平成17年	自然
⑭	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
⑮	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
⑯	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成23年	文化
⑰	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	平成25年	文化
⑱	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
⑲	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
⑳	国立西洋美術館（ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—）	東京都（他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド）	平成28年	文化
㉑	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成29年	文化
㉒	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	平成30年	文化
㉓	百舌鳥・古市古墳群 —古代日本の墳墓群—	大阪府	令和元年	文化
㉔	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	鹿児島県・沖縄県	令和3年	自然
㉕	北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	令和3年	文化

（2）無形文化遺産の保護に関する取組

世界各地において、生活様式の変化など社会の変容に伴って、多くの無形文化遺産が衰退や消滅の危機にさらされる中、平成15年のユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、平成18年4月に発効しました。我が国は、平成16年に3番目の締約国となりました。令和4年3月末現在、この条約には180か国が加盟しています。この条約では、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」の作成、無形文化遺産の保護のための国際的な協力及び援助体制の確立、締約国が取るべき必要な措置等について規定されています。

令和2年12月、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が無形文化遺産代表一覧表に記載され、現在、我が国からの代表一覧表記載件数は22となりました（[図表 2-9-17](#)）。文化財そのものに加え、文化財を守るための技術も記載されたことは国際的にも有意義であり、引き続きこうした技術の保護も推進していきます。

現在、「風流踊」及び「伝統的酒造り」を無形文化遺産代表一覧表に提案しています。

図表 2-9-17 代表一覧表に記載されている我が国の無形文化遺産

名 称	記載年	名 称	記載年
ノウガク 能楽	平成20年記載	コシキブヨウ アイヌ古式舞踊	平成21年記載
ニンギョウジョウ 人形浄瑠璃文楽	平成20年記載	クミオドリ 組踊	平成22年記載
カブキ 歌舞伎	平成20年記載	ユウキツムギ 結城紬	平成22年記載
ガク 雅楽	平成21年記載	ミブ ハナタウエ 壬生の花田植	平成23年記載
オチヤチヂミ 越後上布 小千谷縮・越後上布	平成21年記載	サダシノウ 佐陀神能	平成23年記載
オウノト 奥能登のあえのこと	平成21年記載	ナチ デンガク 那智の田楽	平成24年記載
ハヤチネカクラ 早池峰神楽	平成21年記載	ワシヨク ニホンジン デントウテキ ショクブン カ 和食；日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
アキウ 秋保の田植 踊	平成21年記載	ワシ ニホン テスキワ シギジュツ 和紙；日本の手漉和紙技術	平成26年記載
チャッキラコ	平成21年記載	ヤマ ホコ ヤタイキョウジ 山・鉾・屋台行事	平成28年記載
ダイニチドウ 大日堂舞楽	平成21年記載	ライメイシン カメン カソウ カミガミ 来訪神：仮面・仮装の神々	平成30年記載
ダイモクタテ 題目立	平成21年記載	デントウケンゴクコウショウ ワザ モクゾクケンゾウブツ 伝統建築工匠の技；木造建造物を受け継ぐための伝統技術	令和2年記載

7 文化財の防火対策

平成31年4月のノートルダム大聖堂、令和元年10月の首里城正殿等の火災を受け、文化財の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう国宝・重要文化財（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（令和元年9月2日策定）を作成しました。加えて、世界遺産や国宝を対象とした総合的・計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月23日大臣決定）を策定し、同計画に基づき文化財の防火対策を進めています。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に、文化財の防火対策・耐震対策を追加し、火災や地震から文化財を守るための対策を重点的に実施しています。

第11節 文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

1 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

2 文化資源の磨き上げについて

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されているところです。

文化庁では、地域固有の文化資源である文化財について、国内外問わず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発信するため、国際観光旅客税を活用し、文化財に新たな付加価値を付与してより魅力的なものとなるよう磨き上げる取組を支援しています。

具体的には、日本の美と心を総合的に発信する文化プログラムを全国各地で展開する「日本博2.0」の取組や、それを契機とした観光コンテンツの拡充、重要文化財や史跡を訪れた方が生きた歴史を体感することができる「Living History」など、観光インバウンドに資するコンテンツの創出を進めるとともに、日本文化の魅力を効果的にオンライン発信し、観光振興・地域経済の活性化の好循環を促進していきます。

第12節 文化観光の推進

1 文化観光推進法に基づく文化観光拠点の整備等

文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっています。こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年法律第18号）が令和2年5月に施行されました。

令和3年度までに、本法に基づき、41件の拠点計画及び地域計画を認定し、これらの計画に基づく文化資源の磨き上げ等の取組について、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」等により支援しました。

2 日本遺産の魅力発信

地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定する仕組みを平成27年度に創設し、これまでに104件の日本遺産を認定しました。

認定地域に対しては、1. コンテンツ制作やガイド育成等の情報発信・人材育成、2. ストーリーの普及啓発、3. 調査研究、4. 説明板の設置等の公開活用のための整備に対して必要な財政支援を行い、地域活性化を図っています。また、平成27年度に認定された18地域に対して総括評価・継続審査を行い、重点支援地域の選定等により日本遺産の底上げを図りました。

令和3年11月には、石川県小松市で各認定地域が一堂に会した「日本遺産サミット」を開催し、ブース出展などにより地域の魅力発信を行いました。また、日本遺産の認知度の向上を図るため、2月13日を日本遺産の日と定め、オンラインで、記念シンポジウムの開催をしました。加えて、各認定地域の課題に応じた助言等を行う日本遺産プロデューサーの派遣による個々の地域に応じた支援を行うなど、日本遺産全体のブランド力向上に取り組んでいるところです。

今後とも、これらの取組を通じて、日本遺産を活用した地域の活性化や、日本文化の国内外への戦略的な発信に積極的に取り組んでいきます。

第13節 社会の変化に対応した国語・日本語教育に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤になるものです。時代の変化や社会の進展に伴って生じる国語に関する諸問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施しています。

(1) 国語課題の検討

文化審議会は、「新しい「公用文作成の要領」に向けて」（令和3年3月文化審議会国語分科会報告）^{*15}に基づき、4年1月、文部科学大臣に「公用文作成の考え方」^{*16}を建議しました。同年同月、閣議での報告を経て内閣官房長官から各国務大臣に宛てて「「公用文作成の考え方」の周知について」^{*17}が通知されました。これにより、通知から約70年を経ている「公用文作成の要領」（昭和27年内閣官房長官依命通知別紙）に代わり、本建議が政府内で活用されていくことになりました。本建議は、現代社会にふさわしい公用文作成の手引とするよう提案するものです。公用文を、文書の目的や性格、想定される主な読み手、用いられる媒体などによって「法令」「告示・通知等」「記録・公開資料等」「解説・広報等」に分類し、それぞれに応じた文書作成に参考となる考え方等を示しています。法令や告示・通知等では、従来の公用文の書き表し方の原則を今後も適切に適用するよう確認するとともに、一方で、国民に直接向けるような文書では、もっと分かりやすく親しみやすい書き表し方をする工夫を積極的に用いていくよう求めています。

(2) 国語に関する世論調査

社会変化に伴う日本人の国語意識の現状について調査するために、平成7年度から「国語に関する世論調査」を実施し^{*18}、その結果を毎年秋に公表しています。令和3年9月に公表した令和2年度調査では、生活の変化とコミュニケーション、ら抜き言葉等の言葉遣いに関する問いを中心に、全部で12の項目について調査しました。

また、「国語に関する世論調査」で平成12年度から取り上げてきた慣用句等の調査結果に基づいて作成した動画「ことば食堂へようこそ！」を、YouTube文部科学省公式チャンネルMEXTchにおいて公開中です^{*19}。

(3) 消滅の危機にある言語・方言に関する取組

平成21年2月にユネスコがアイヌ語など国内の八つの言語・方言^{*20}が消滅の危機^{*21}にあると発表したこと（図表2-9-18）を受けて、これらの調査研究や現況周知の取組等を行っています。また、23年3月11日に起きた東日本大震災の被災地方言に関しても、保存・継承のための取組を支援しています。

*15 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92968501_01.pdf

*16 参照：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/93657201.html>

*17 参照：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/93657201.html>

*18 参照：https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html

*19 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kotoba_shokudo/index.html

*20 ユネスコでは、日本で「方言」として扱われる言葉も「言語」として扱っている。

*21 ユネスコでは、消滅の危機状況について、危機の度合いの高いものから順に、【絶滅】、【極めて深刻】、【重大な危険】、【危険】、【弱い】、【安全】と表している。

図表 2-9-18 ユネスコによる日本における消滅の危機にある言語・方言とその危機状況

【絶 滅】	該当なし
【極めて深刻】	アイヌ語（北海道等）
【重大な危険】	八重山方言（石垣島、波照間島等） 奄美方言（奄美大島、喜界島、徳之島等） 与那国方言（与那国島）
【危 険】	八丈方言（八丈島、青ヶ島等） 奄美方言（奄美大島、喜界島、徳之島等） 国頭方言（沖縄本島北部、与論島、沖永良部島等） 沖縄方言（沖縄本島中南部、久米島等） 宮古方言（宮古島、多良間島等）
【脆 弱】	該当なし
【安 全】	記載をせず

ユネスコが認定した八つの危機言語・方言については、それぞれ危機度の実態や保存・継承のための取組状況を調査しました。

これらの調査結果を受け、記録不十分な地域の調査研究と危機的な状況を周知するための「危機的な状況にある言語・方言サミット」、研究者と行政等担当者の情報交換の場としての「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催しています（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、サミットはオンライン配信で、研究協議会は持ち回りの形式で開催。）。

さらに、「極めて深刻」とされたアイヌ語を保存・継承し、学習に資するため、アイヌ語音声資料を文字化し、翻訳や注釈を付して公開するアーカイブ（保存記録）化に取り組んでいます。具体的には、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化とアイヌ語のアーカイブ作成の支援、アーカイブ作成における文字化や翻訳ができ、後進の指導にも当たれる人材の育成を行っています。令和3年度は、約600本のアナログ資料を対象としたデジタル化や、公益財団法人アイヌ民族文化財団（国立アイヌ民族博物館）のアーカイブ作成の支援と人材の育成を行いました。

また、東日本大震災によって消滅の危機度が高まった被災地の方言については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各方言の特徴と方言に対する意識を調査した後、被災地における方言の活性化支援事業を実施するなどコミュニティの再生に資する被災地の方言の保存・継承活動を支援しました。

なお、平成22年度以降の消滅の危機にある言語・方言に関する調査研究の結果等については、文化庁ウェブサイトで公開しています*22。



危機的な状況にある言語・方言サミットチラシ
(令和3年度・気仙沼市)



被災地における方言の活性化支援事業（令和元年度・釜石市）

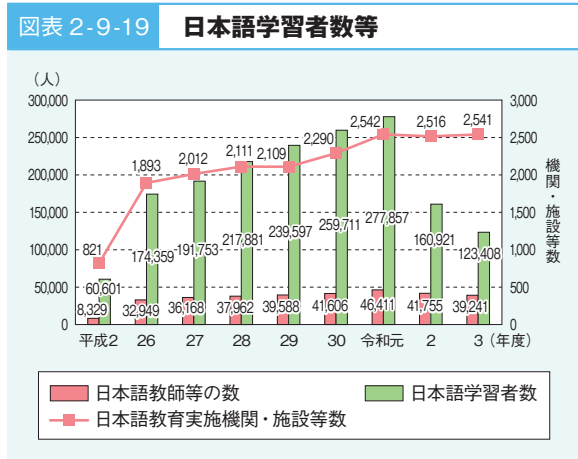
*22 参照：https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html

2 外国人に対する日本語教育施策の推進

(1) 外国人に対する日本語教育施策

我が国における在留外国人数は、約276万人と近年は250万人を超えて推移し、中長期に在留する外国人が増加しています（令和3年末時点、出入国在留管理庁調べ）。新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限に伴い、多数の外国人が入国できない事情があったものの、国内の日本語学習者数は、約12万人（3年11月時点、文化庁調べ）となっており、日本で暮らす多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます（図表2-9-19）。また、元年6月には「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」が成立するとともに、2年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。

このような状況の下で、文化庁は、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています。



(2) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

文化庁では、国の基本的な方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を実施し、都道府県・政令指定都市が実施する日本語教育環境を強化する取組を支援しています。

また、「生活者としての外国人」のための日本語教室がない地域（空白地域）を対象とした日本語教室立ち上げを支援する地域日本語教育スタートアッププログラムや、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ）^{*23}（図表2-9-20）を公開しています。同サイトは、空白地域に居住する外国人等を対象に、生活に役立つ日本語の学習機会を提供することを目的として、動画を中心とした日本語学習コンテンツを14言語で公開しています（令和4年3月現在）。



その他、各地における先進的な日本語教育の支援や難民に対する日本語教育等にも取り組んでいます。

(3) 日本語教育の質の向上

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中で、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠になっています。

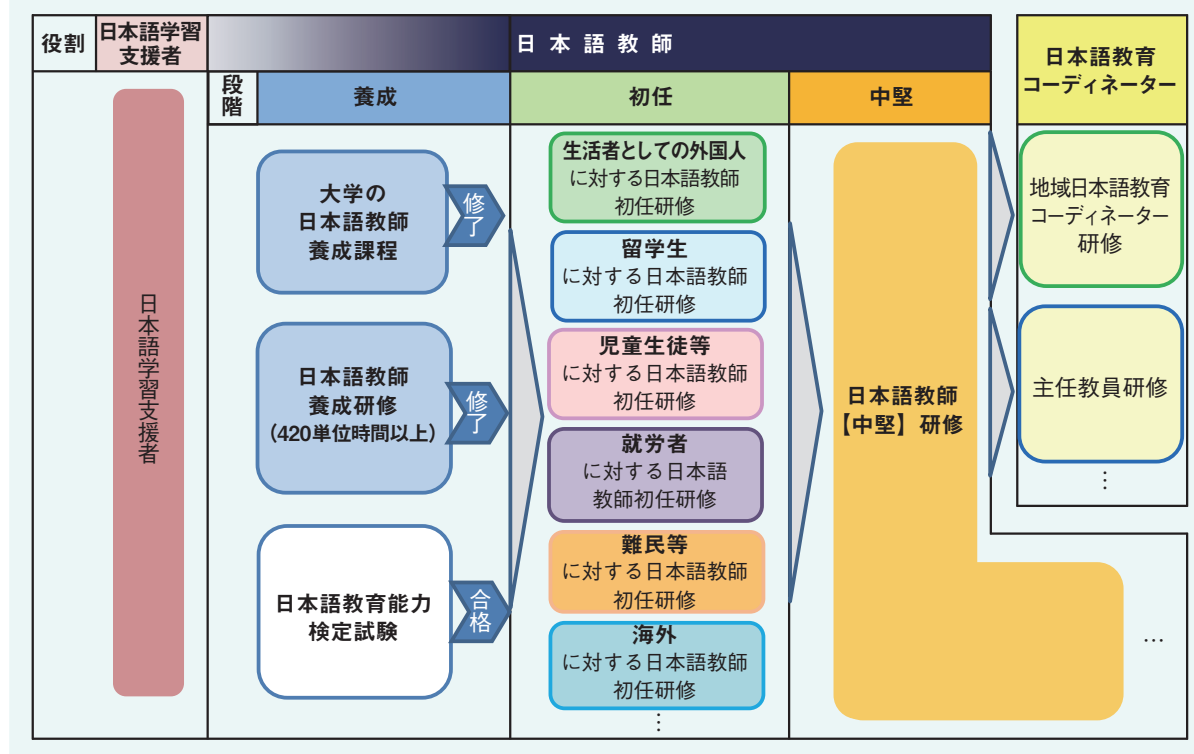
文化庁では、文化審議会国語分科会が示した教育内容やモデルカリキュラムに基づき、日

*23 参照：<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>

本語教育人材が役割・段階・活動分野に応じた研修が受けられるよう支援しています。大学や日本語教育機関等における日本語教師養成カリキュラムの開発に加え、「生活者としての外国人」や就労者、留学生、児童生徒等、難民などに対する初任日本語教師、中堅日本語教師や日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者のための研修カリキュラムの開発を行っています。さらに、開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施しています。

その他、日本語教育に関する調査及び調査研究等を実施するとともに、日本語教育大会等を通じて情報の発信・共有を行っています。

図表 2-9-21 日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修イメージ



(4) 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

文化庁では、日本語教師の質の向上及びその確保を図り、教師としての資質・能力を証明するための資格の制度設計について検討しています。令和2年3月10日には「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（文化審議会国語分科会）を取りまとめ、日本語教師の養成修了段階を対象とし、一定の登録要件を満たす者を「公認日本語教師」とすることを提言しました。

令和3年度については、令和2年度から継続して、「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」を開催し、資格制度の枠組みや制度の実施に関連する事項の詳細についての検討を行うとともに、日本語教師の業の範囲等を明確にするため、日本語教育の推進に関する法律附則第2条における「日本語教育機関」の範囲や評価制度等についても併せて検討を行いました。令和3年8月20日に「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～」を取りまとめ、これを踏まえ法制化に向けた検討を進めています。

このほか、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会では、日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ評価できるようにするため、令和3年10月12日に「日本語教育の参照枠（報告）」（文化審

議会国語分科会)を取りまとめ、令和4年1月28日に「日本語教育の参照枠」の活用のための手引)を取りまとめました。また、この「参照枠)に基づき、「生活者としての外国人)が自立した言語使用者として生活していく上で必要な日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるように支援するため、「生活者としての外国人)に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案)の改定を行うとともに、外国人が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為に基づいた言語能力記述文である「生活Can do)の作成を行っています。

図表 2-9-22 主任教員研修の様子



第14節 新しい時代に対応した著作権施策の展開

1 DX時代に対応した著作権制度・施策の在り方について

令和3年7月19日、文部科学大臣が文化審議会に対して「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問しました。

この諮問の背景には、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」による環境の変化を踏まえ、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指し、更なる文化の振興を図る必要があること、また、過去のコンテンツに加え、無数に創作されるコンテンツは、その著作権者などの探索といった権利処理コストが高いとの理由で必ずしも利用に結びついていないなどの声がありました。また、政府における規制改革実施計画や知的財産推進計画2021等の方針を踏まえたものです。

同年8月以降、ネットクリエイターやいわゆるZ世代等を含め、多様な関係者からヒアリングやパブリックコメントを行い、簡素で一元的な権利処理方策について、集中的かつ丁寧に議論を進め、12月22日付で「DX時代に対応した簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」及び「著作権制度・政策の普及啓発・教育について」(中間まとめ)を取りまとめられました。

中間まとめでは、著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索を行うことに加え、著作権者不明の場合のほか、意思表示等がされておらず連絡がとれない著作物等について、新たな権利処理の仕組みを創設し、一定の条件の下で著作物等を円滑かつ迅速に利用できるようにするといった方向性が示されました。

中間まとめ以降も引き続き、文化審議会著作権分科会において、法制的課題や国内法制・条約との関係等について、議論が進められています。

2 令和3年著作権法改正

令和3年通常国会において「著作権法の一部を改正する法律」(令和3年法律第52号)が成立し、令和3年6月2日に公布されました。

本法律は、下記（1）①の改正事項は令和4年5月1日から、下記（2）の改正事項は令和4年1月1日から、それぞれ施行されています。また、下記（1）②の改正事項については、公布後2年以内で政令で定める日から施行されます。

本法律に関する検討経緯や主な内容は以下のとおりです。

（1）図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）

図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化しました。これを受け、令和2年8月以降、文化審議会著作権分科会において、議論が行われ、3年2月3日付けで報告書が取りまとめられました。

これを受け、本法律では、①絶版等資料（絶版等により一般に入手困難な資料）について、国立国会図書館が事前登録した利用者に対して、直接インターネット送信できるようにし、また、利用者側では、自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）や、非営利・無料等の要件の下での公の伝達（ディスプレイなどを用いて公衆に見せること）をできることとしています。また、②一般の図書館資料について、権利者保護のための厳格な要件設定や補償金の支払いを前提に、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が著作物の一部分のメール送信等を実施できることとしています。

（2）放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

放送番組のインターネットでの同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保等の観点から非常に重要な取組です。そこで、令和2年8月末に総務省において取りまとめられた放送業界の要望を基に、同年9月以降、文化審議会著作権分科会において議論が行われ、3年2月3日付けで報告書が取りまとめられました。

これを受け、本法律では、①権利制限規定の同時配信等への拡充、②許諾推定規定（放送番組での著作物等の利用を認める契約を行う際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送及び同時配信等での利用を許諾したものと推定する規定）の創設、③同時配信等に係るレコード・レコード実演の利用円滑化、④リピート放送の同時配信等に係る映像実演の利用円滑化、⑤裁定制度の改善という5点の措置を講ずることとしています。これにより、放送事業者の有する権利処理に係る様々な課題が総合的に解決されることが期待されます。

3 「授業目的公衆送信補償金制度」について

授業目的公衆送信補償金制度は、ICTを活用した教育を推進するための制度であり、地方公共団体や学校法人等の教育機関の設置者が文化庁長官の指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS サートラス）」に対し一括して補償金を支払うことにより、教育現場において個別の許諾を要することなく、授業の過程において必要な限度で、様々な著作物をより円滑に利用できるようにするものです。

教育現場における円滑な運用に資するよう、教育関係団体と権利者団体等で構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が本制度に関する運用指針を策定し、公表しています。特に新型コロナウイルスの感染防止対策が求められる中、小中学校や教育委員会から運動会などの特別活動におけるオンライン活用のニーズに対応するため、運用指針の基本的な考え方を整理しつつ、特別活動で行われる保護者等へのインターネット配信の考え方の視点を加えた追補版が新たに作成されました。^{*24}

令和3年度からの補償金額（年間包括契約）は、児童生徒等一人当たり小学校120円、中学校180円、高等学校420円などとなっています。同年度は、小学校から高等学校までの学校では約8割、大学（短期大学除く）では約9割の学校から本制度の利用申請がありました（令和3年度末時点）。今後、教育機関からの著作物の利用報告に基づき、著作権者に補償金が分配されることとなります。

4 著作権教育の充実

デジタル・ネットワーク技術の急速な進展に伴い、ソーシャルメディアなどを使って誰もが著作物を創作・発信できるようになりました。このような社会においては、早い段階から著作権に関する意識や知識を身に付けることが必要とされており、現行の中学校や高等学校の学習指導要領においては著作権について取り扱うとともに、発達段階に応じて、新たな発見や思考の源泉となる創造性を育み、知的財産の保護・活用の重要性に対する理解の増進と態度形成を図る「知財創造教育」が実践されています。このような学校現場での著作権教育の推進に資するため、文化庁では、毎年、教職員を対象とした著作権講習会を開催するとともに、文化庁ウェブサイトを通じ、児童生徒を対象とした著作権学習教材^{*25}を提供しています。このほか、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員、一般国民を対象とした著作権講習会をはじめ、著作権に関するQ&A集を作成・公開するなど、著作権に関する普及啓発・教育に取り組んでいます。

5 インターネット上の海賊版対策

昨今、深刻化しているインターネット上の海賊版被害に対応するため、令和2年の著作権法改正により、侵害コンテンツへのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導するリーチサイト等における侵害コンテンツへのリンク提供や、侵害コンテンツと知りながらダウンロードする行為について、私的使用目的であっても一定の要件の下で違法とされました。

また、国際的な海賊版（違法複製物）対策と国際ルール構築を積極的に推進しています。

（1）海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国の漫画、ゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することのできない深刻な問題となっています。海外における著作権保護の推進のため政府間協議の場を通じた侵害発生国・地域への働きかけや、アジア・太平洋諸国の政府職員等を対象とした研修等による著作権制度整備支援、普及啓発等を進めています。

（2）国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりへの参画としては、現在WIPO^{*26}（世界知的所有権機関）において放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、我が国は積極的に参画しています。また、我が国は、著作権関連規定を含む地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名し、同協定は令和4年1月に発効しています。

^{*24} 授業目的公衆送信補償金制度 運用指針については参照：<https://sartras.or.jp/seido/>

^{*25} 著作権に関する教材、資料等については参照：
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>

^{*26} 参照：第2部第10章第1節 5（6）

1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万500の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています（図表2-9-24）。

宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねる一方で、その責任を明確にし、その公共性に配慮することを骨子としています。

2 宗務行政の推進

（1）宗教法人の管理運営の推進

都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、「宗教年鑑」として発行するほか、宗教に関する資料の収集などを行っています。

（2）不活動宗教法人対策の推進

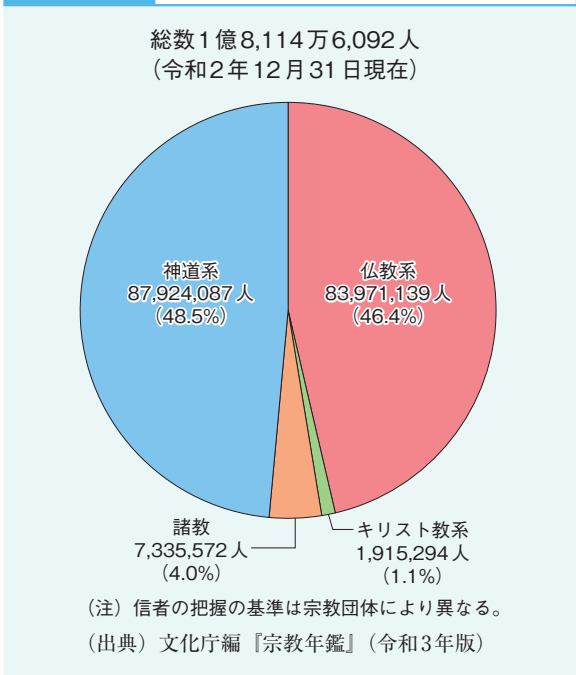
宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、また、これらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。

（3）宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

図表 2-9-23 系統別信者数



図表 2-9-24 宗教法人数

(令和2年12月31日現在)

所轄	区分		包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
	系統				
文部科学大臣所轄	神 道 系		123	89	212
	仏 教 系		156	327	483
	キリスト教系		66	262	328
	諸 教		26	98	124
	計		371	776	1,147
都道府県知事所轄	神 道 系		6	84,355	84,361
	仏 教 系		12	76,560	76,572
	キリスト教系		7	4,485	4,492
	諸 教		1	13,971	13,972
	計		26	179,371	179,397
合 計			397	180,147	180,544

(注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人
2 都道府県知事所轄：単一の都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人
3 包括宗教法人：単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等
4 単位宗教法人：礼拝施設を備える神社、寺院、教会等
(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(令和3年版)



宗教年鑑など